

自転車損害賠償保険の加入促進について



1. 加入促進に関する条例を制定している自治体の現状



(1) 条例制定の状況（2018年12月現在）

- 自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を義務づけているのは、6府県5政令市。
- 自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を努力義務としているのは、10都道県3政令市。

条例の種類	都道府県	政令市
加入義務	6力所	5力所
	埼玉県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県	さいたま市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市
努力義務	10力所	3力所
	北海道、群馬県、千葉県、東京都、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県	千葉市、静岡市、福岡市
条例化の割合	<p>加入義務 13% 努力義務 21% なし 66%</p>	<p>加入義務 24% 努力義務 14% なし 62%</p>

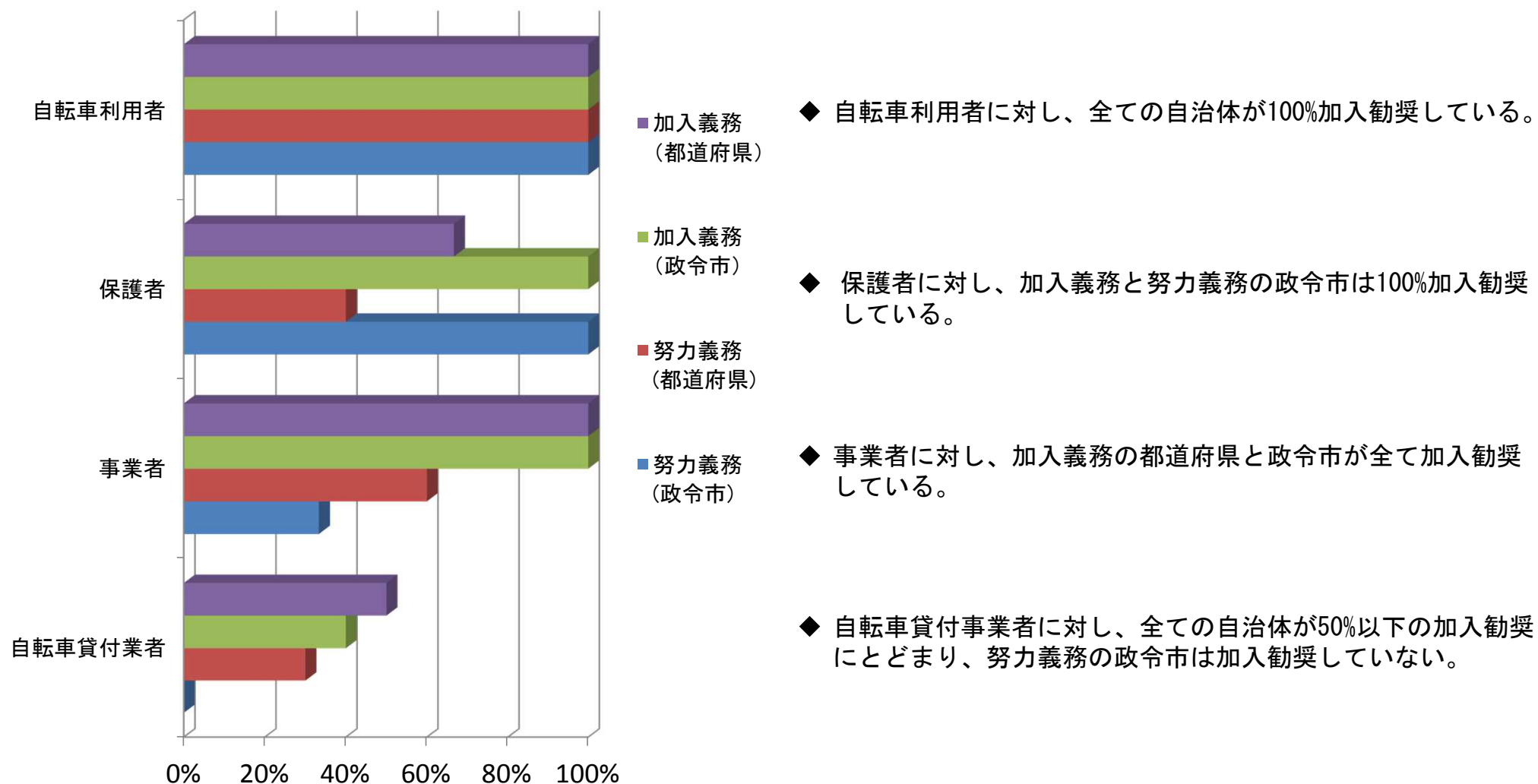
1. 加入促進に関する条例を制定している自治体の現状



(2) 条例の内容

- 自転車利用者については、全ての自治体が義務化の対象としている。
- 事業者については加入義務の自治体全てが義務化の対象としている。

【自転車損害賠償保険等への加入を義務化している対象】



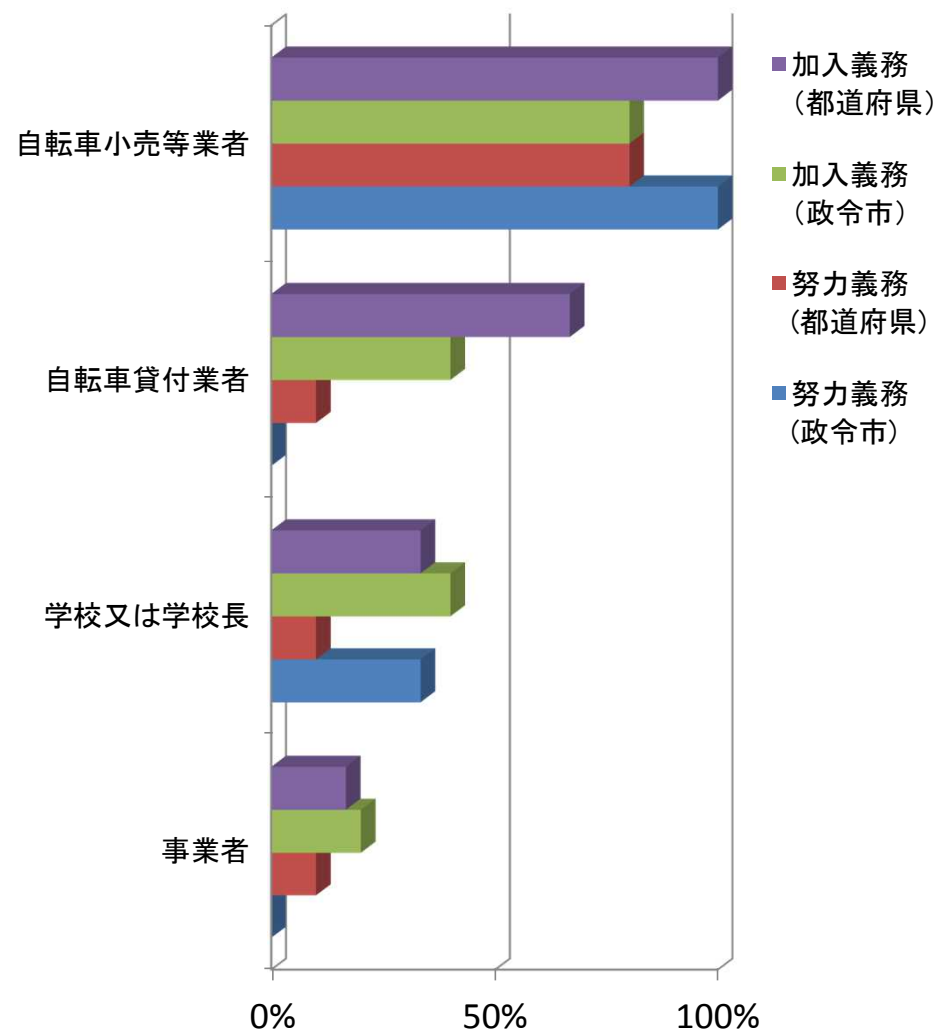
1. 加入促進に関する条例を制定している自治体の現状



(2) 条例の内容

- 自転車損害賠償保険等への加入の確認について、自転車小売等業者に対し、ほとんどの自治体の確認を勧奨している。
- それ以外に、自転車貸付業者、学校又は学校長、事業者に対して確認を勧奨している例がある。

【自転車損害賠償保険等への加入の確認を義務化している対象】



◆ 自転車小売等業者に対し、加入義務の都道府県と努力義務の政令市は100%確認を勧奨している。

◆ 自転車貸付業者に対し、加入義務の都道府県が67%、その他の自治体は40%以下の確認勧奨となっている。

◆ 学校又は学校長に対し、全自治体が40%以下の確認勧奨となっている。

◆ 事業者に対し、全自治体が20%以下の確認勧奨となっており、努力義務の政令市は確認を勧奨していない。

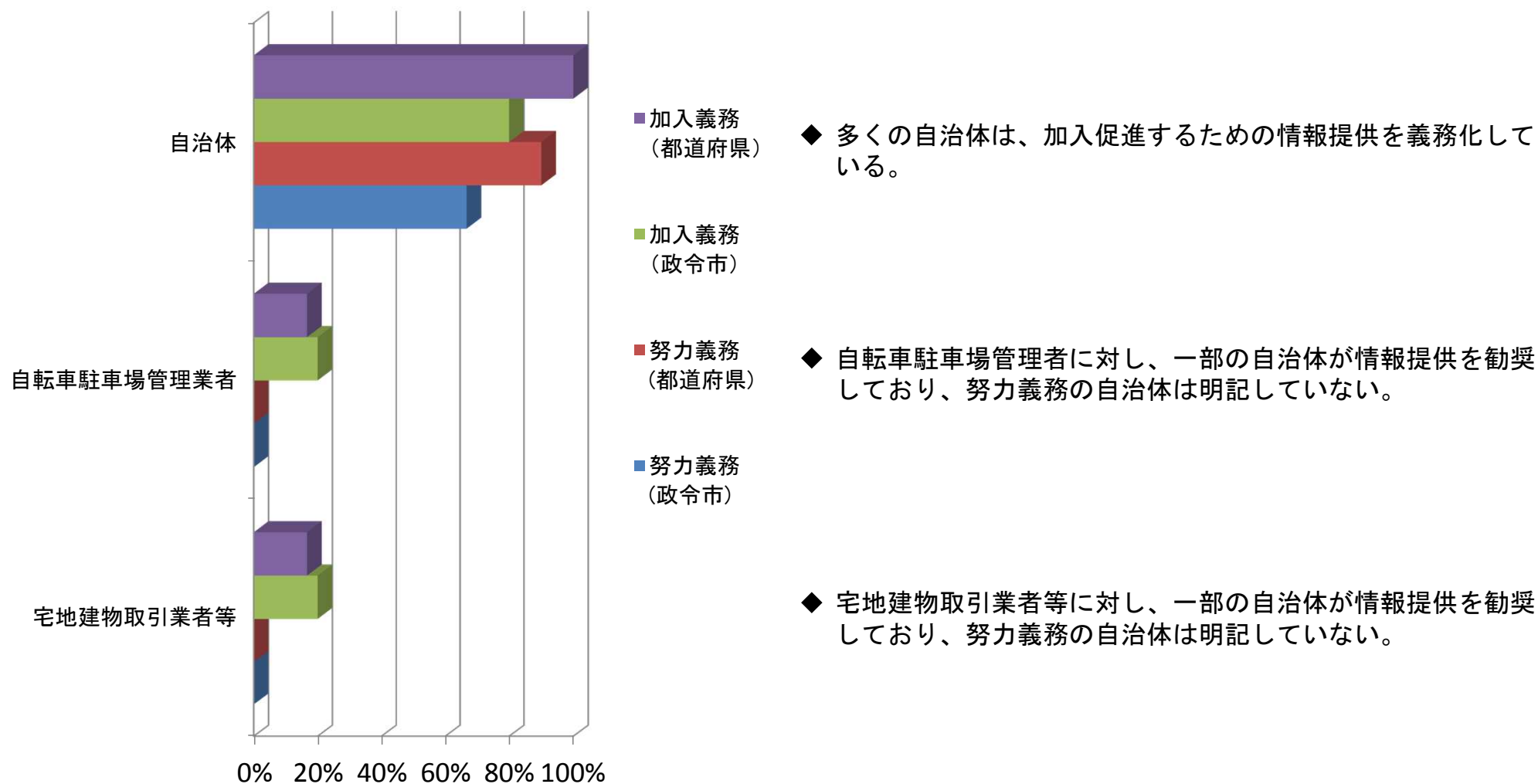
1. 加入促進に関する条例を制定している自治体の現状



(2) 条例の内容

- 自治体が行う自転車損害賠償保険等の加入促進のための情報の提供については、多くの自治体が明記している。
- 一部の自治体において、自転車駐車場管理業者、宅地建物取引業者等に対して情報提供を勧奨している。

【自転車損害賠償保険等を加入促進するための情報の提供】



1. 加入促進に関する条例を制定している自治体の現状



(2) 条例の内容

- 自転車利用者に対して自転車損害賠償保険の加入を義務づける条例は、「自転車損害賠償保険等への加入等を義務化している対象」「自転車損害賠償保険等への加入の確認等を義務化している対象」「自転車損害賠償保険等を加入促進するための情報の提供等」の3つに分けられ、さらに対象者別に細分化されている。

項目	対象者	明記している自治体	
		数	割合
自転車損害賠償保険等への加入等を義務化している対象	自転車利用者	24	100%
	保護者	16	67%
	事業者	18	75%
	自転車貸付業者	8	33%
自転車損害賠償保険等への加入の確認等を義務化している対象	自転車小売等業者	21	88%
	自転車貸付業者	7	29%
	学校長	6	25%
	事業者	3	13%
自転車損害賠償保険等を加入促進するための情報の提供等	自治体	21	88%
	自転車駐車場管理業者	2	8%
	宅地建物取引業者等	2	8%

2. 加入促進に向けた標準条例案



(1) 標準条例案の検討内容の整理

- 自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を義務づける条例は、「自転車損害賠償保険等への加入等を義務化している対象」「自転車損害賠償保険等への加入の確認等を義務化している対象」「自治体等が自転車損害賠償保険等を加入促進するための情報の提供等」の3つに分けられ、対象者別に義務化の内容と理由をまとめている。

規程すべき項目	対象者	義務化の内容	義務化の理由
自転車損害賠償保険等への加入等を義務化している対象	自転車利用者	自転車利用者に対して、自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける	対歩行者の自転車事故は減少しておらず、高額賠償事故も発生しているため
	保護者	保護者に対して、監護する未成年の自転車利用に係る自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける	未成年者の自転車事故が多発しているため
	事業者	事業者に対して、事業活動で行う自転車利用に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける	対歩行者の自転車事故は減少しておらず、高額賠償事故も発生しているため
	自転車貸付業者	自転車貸付業者に対し、自転車借受人の自転車利用に係る自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける	自転車損害賠償保険等への未加入者が多いため
自転車損害賠償保険等への加入の確認等を義務化している対象	自転車小売等業者	自転車小売等業者に対して、自転車損害賠償保険等へ加入しているか確認し、確認できなかった場合は自転車損害賠償保険等の情報を提供するように努める(努力義務)	自転車購入者に対して保険加入について直接自転車利用者や保護者に確認でき効果的であるため
	自転車貸付業者	借受人に自転車損害賠償保険等へ加入している内容を伝えるように努める(努力義務)	借受人に対して保険加入していることを伝えることで、借受者は安心して借り受けた自転車を利用できるため
	事業者	通勤で自転車を利用している社員に対して、自転車損害賠償保険等へ加入しているか確認し、確認できなかった場合は、自転車損害賠償保険等の情報を提供するように努める(努力義務)	通勤で自転車を利用している社員に対して保険加入について直接自転車利用者確認でき効果的であるため
自転車損害賠償保険等を加入促進するための情報の提供等	自治体	自治体自ら、または保険会社等と連携して、保険加入促進に係る情報提供を行う	自転車損害賠償保険等の認知度を上げるため
	学校設置者	自転車を利用する児童、生徒やその保護者に対して自転車損害賠償保険等についての情報を提供するように努める(努力義務)	未成年者の自転車事故が多発しているため
	自転車駐車場管理業者	自転車駐車場利用者に対して、自転車損害賠償保険等の情報を提供するように努める(努力義務)	<義務化不要> 自転車駐車場利用者への情報提供において一律に周知することは困難なためあえて条例化する必要はないと考えられる
	宅地建物取引業者等	居住建物の取引相手や管理する賃貸住宅等の賃借人等に対して、自転車損害賠償保険等の情報を提供するように努める(努力義務)	<義務化不要> 居住建物の取引相手や賃借人等が自転車に必ず乗るとは限らないためあえて条例化する必要はないと考えられる

2. 加入促進に向けた標準条例案



(2) 標準条例案（自転車損害賠償保険等への加入等）

対象者	盛り込むべき項目	標準条例案
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車損害賠償保険等への加入の義務 ・自転車損害賠償保険等の内容(定義) ・自転車利用者以外の契約締結 	<p>自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。</p>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の事故を補償できる自転車損害賠償保険等への加入の義務 ・自転車利用者以外の契約締結 	<p>保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車損害賠償保険等への加入の義務 	<p>事業者は、その事業活動において従業員その他事業に関係する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。</p>
自転車貸付業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車損害賠償保険等への加入の義務 	<p>自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、貸付け用に供する自転車を利用させるに当たり自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。</p>

2. 加入促進に向けた標準条例案



(2) 標準条例案（自転車損害保険等への加入確認等）

対象者	盛り込むべき項目	標準条例案
<p>自転車小売 等業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等の加入有無の確認 加入確認ができなかった場合の情報提供 	<p>自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。</p> <p>自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>自転車貸付業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 借受人に対する自転車損害賠償保険等の情報提供 	<p>自転車貸付業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通勤利用の従業者に対する自転車損害賠償保険等の加入有無の確認 加入確認ができなかった場合の情報提供 	<p>事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する従業者に対して、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。</p> <p>事業者は、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>

2. 加入促進に向けた標準条例案



(2) 標準条例案（情報の提供等）

対象者	盛り込むべき項目	標準条例案
自治体	<ul style="list-style-type: none">・情報提供者（連携先）等・自転車損害賠償保険等に関する情報提供と必要な措置を講じること	<p>自治体（※）は、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等と連携し、自転車損害賠償保険等に参加する者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>※適宜、都道府県、市町村などに修正する。</p>
学校設置者	<ul style="list-style-type: none">・自転車損害賠償保険等に関する情報提供	<p>学校設置者は、自転車を利用する児童、生徒やその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>